

たんばしたぶんかきょうせいすいしんきほんほうしん
丹波市多文化共生推進基本方針

にほんごばん
【やさしい日本語版】

ねん がつ
2025年1月

たんばし
丹波市



目次

第1章 丹波市多文化共生推進基本方針をつくることにあたって

- 1 基本方針をつくることの背景と目的 1
- 2 基本方針の役割・期間 3
- 3 基本方針のつくり方 4

第2章 外国人市民を取り巻く現状

- 1 外国人市民の状況 6
- 2 現状の課題 11

第3章 多文化共生推進の基本的な考え方

- 1 基本理念(めざす姿) 16
- 2 取組方針 18
- 3 施策の体系 20

第4章 多文化共生社会の実現に向けた施策

- 1 人権の尊重 21
 - (1) 人権啓発・人権教育の充実
- 2 生活支援 22
 - (1) 生活に関する相談体制の充実
 - (2) やさしい日本語や多言語による情報発信
 - (3) 働きやすい労働環境づくり

(4) 住宅確保のための支援

(5) ニーズに応じた教育の推進

(6) 福祉、医療、子育てにおける支援

(7) 緊急時・災害時と災害に備えるための支援

3 コミュニケーション支援…………… 31

(1) 通訳などによるコミュニケーション支援

(2) やさしい日本語の普及と活用促進

(3) 日本語学習機会の充実

4 地域における多文化共生の推進…………… 34

(1) 多文化共生意識・国際理解を深めるための取組

(2) 地域との交流の場づくり

(3) 地域社会やまちづくりへの参画促進

第5章 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

1 推進体制…………… 37

2 市民、関係する機関、団体などとの連携と協働…………… 37

【資料】…………… 38

資料1 在留資格一覧

資料2 用語解説

資料3 丹波市多文化共生推進懇話会設置要綱

資料4 丹波市多文化共生推進懇話会委員名簿

※本基本方針で使っている言葉の解説は、「資料2 用語解説」に書いています。なお、用語の解説があるものは「※」が書いています。

「多文化共生」の定義

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(総務省:「多文化共生の推進に関する研究会報告書」から)

「外国人市民」の定義

本基本方針で用いている「外国人市民」は、外国籍の市民、外国にもルーツを持つ市民を「外国人市民」と記載しています。

第1章 丹波市多文化共生推進基本方針をつくることにあたって

1 基本方針(= 考えたり行動したりするときに基本となるもの)をつくることの背景と目的

1990年に「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が改正されたあと、日系人の入国(=国に入ること)が簡単になりました。グローバル化※1が進んで、人の国際移動(=国から国へ移動すること)が盛んになる中、外国人の定住化(=同じところに住み続けること)が進み、日本で生活する在留外国人※2は増えています。2023年12月31日の時には、およそ 341 万人の外国人が日本に住んでいます。

日本では、深刻な人手不足(=働く人が足りないこと)になっている産業の分野があります。これを解決するために、生産性を上げたり、国内の働く人を集めるように行動しました。それでも、働く人を集めることが難しかったため、一定の専門性や能力を持ち、すぐに活躍できる外国人を受け入れられるようにするため、2019年4月に在留資格※3「特定技能」ができました。特定技能1号は、12の特定産業分野(=特定技能の外国人を受け入れることができる特定の産業の分野のこと)が対象です。熟練(=慣れていて上手なこと)した能力が必要な特定技能2号になれる分野は、特定技能1号の建設分野と造船・舶用工業分野の溶接区分だけが対象となっていました。2023年8月に特定技能の在留資格の制度の運用方針(分野別運用方針)が変わり、特定技能1号の12の特定産業分野のうちの介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能2号を受け入れることができるようになりました。

さらに 2024年6月には、技能実習に代わる新しい在留資格として「育成就労」※4を

つくることなどが 書かれた法律が できました。

こうした中、国においては、外国人の 働く人を さらに 受け入れるようにするため、2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が 始まりました。また、2020年9月には「地域における多文化共生推進プラン」を 修正(=直して良くすること)して、地域において 多文化共生を 推進(=物事が進むようにすること)するための 新しい 方向性を 出しました。

兵庫県では、県民の 相互理解(=お互いが分かり合うこと)が 進み、ともに 支え合う多文化共生社会が できることを めざし、2015年に「ひょうご多文化共生社会推進指針」をつくりました。また、2021年には、在留外国人や その国籍の 種類が 増えていること、それぞれの 産業において 外国人の 働く人が より大切になっていることなどを 考えて、新しい問題を 解決するために、この指針を 修正しています。

丹波市においても 外国人市民が 増えています。2014年3月31日の時には 641人の 外国籍の 市民がいましたが、2024年3月31日の時は 1,276人になり、10年間で 約2倍に増えています。外国人市民が 増えていることや 定住化が 進んでいることで、地域、学校、職場など 色々な 場所で 困りごとが 出てきています。そのため、外国人市民を 少しの間だけ住んでいる人ではなく、同じ地域の「生活者」として 考えることが 必要です。

このような中、色々な 文化や 多様性※5を 認め合いながら、同じ地域に 住んでいる人として お互いを 大切に、誰もが 安心して 暮らすことが できるよう、また、外国人市民が 地域社会(=同じ地域に住む人たちの集まりや活動のこと)に 参画(=物事の計画の時から参加すること)し、活躍できる 多文化共生社会を つくるため、「丹波市多文化共生推進基本方針」を

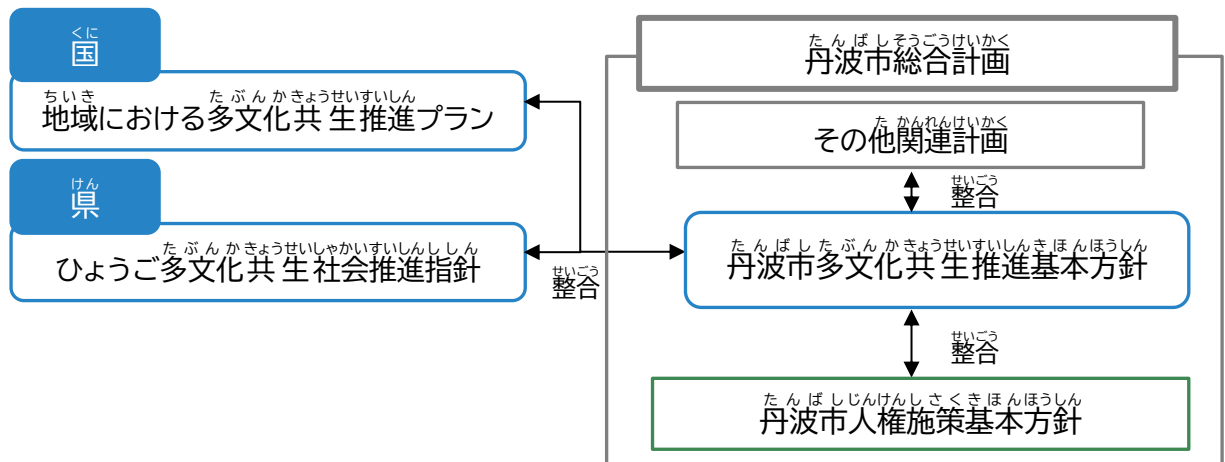
つくります。

2 基本方針の役割・期間

この基本方針は、「丹波市自治基本条例」の考え方に基づくものです。また、「丹波市総合計画」を上位計画としています。そして、丹波市の多文化共生を進めるための施策(=計画を立てて、それを行うこと)の方向性をはっきりさせるものです。

「丹波市人権施策基本方針」や丹波市の他の計画、国の「地域における多文化共生推進プラン」や県の「ひょうご多文化共生社会推進指針」などと考え方を合わせながらつくります。また、多様性と包摂性※6がある社会をめざし、「持続可能な開発目標(SDGs)」※7を達成(=目標に達すること)すること、誰もが安心して暮らすことができる多文化共生社会をつくることをめざします。

また、この基本方針は、社会の状況が大きく変わり、方針を修正しなければならない事情がでてきた場合に修正します。



3 基本方針の作り方

(1)「丹波市多文化共生推進懇話会」・「多文化共生施策庁内検討会議」

外国人市民や 外国人市民と関わりのある団体、公募委員(= 広く市民から集めた委員)などで 構成する「丹波市多文化共生推進懇話会」をつくり、基本方針をつくるために 色々な意見を 聞きました。

また、市役所の 庁内において、多文化共生社会をつくるための 施策を 考え、進めていくために「多文化共生施策庁内検討会議」をつくりました。



丹波市多文化共生推進懇話会



多文化共生施策庁内検討会議

(2)多文化共生に関するアンケート調査(= 調べること)など

基本方針をつくり、外国人市民が 暮らしやすい 環境をつくるために、次のとおり、外国人市民、市内の事業所、自治会などを 対象に アンケート調査などをしました。

名 称	期 間
多文化共生に関する事業所アンケート調査	2023年10月～11月
多文化共生に関する市民アンケート調査	2023年11月～12月
多文化共生に関する外国人市民アンケート調査	2023年12月～2024年2月
多文化共生に関する外国人市民ヒアリング調査	2023年12月
多文化共生に関する自治会アンケート調査	2024年2月
子どもを対象とした多文化共生に関するアンケート調査	2024年6月～7月

アンケート調査などの結果は、右の二次元コード(市のHP)から見てください。



(3)パブリックコメント(=みんなの意見を集めること)

市民から広く意見を集めて、基本方針をつくるためにパブリックコメントを行いました。

パブリックコメントの結果は、右の二次元コード(市のHP)から見てください。



第2章 外国人市民を取り巻く現状(=今の状態)

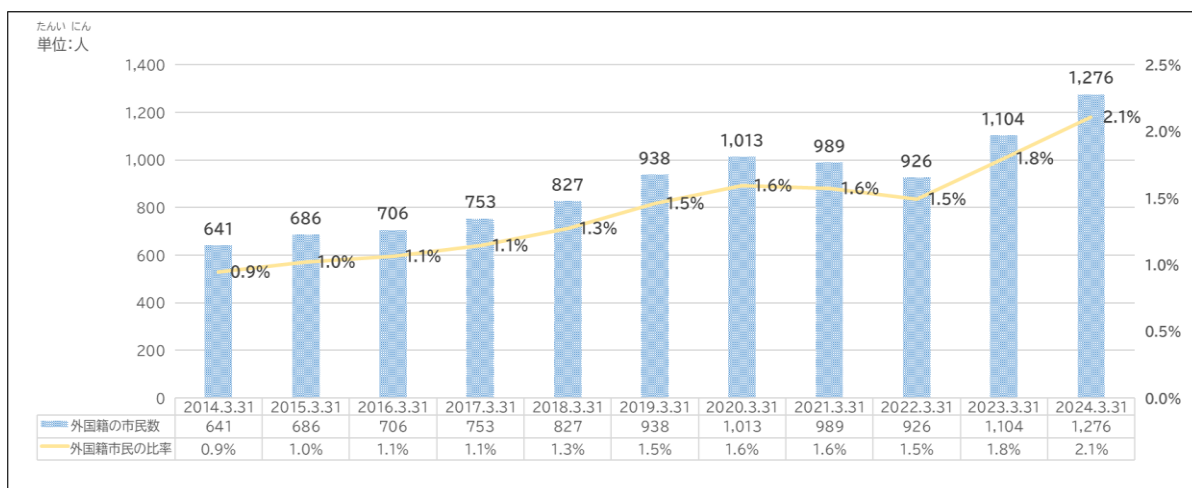
1 外国人市民の状況

(1) 外国籍の市民数・割合

2024年3月31日の時には、外国籍の市民数は1,276人で、市民全体(60,581人)の2.1%を占めています。2014年3月31日の時と比べると、約2倍の人数です。

また、新型コロナウイルス感染症が広がらないように入国制限になったので、2021年3月31日から2022年3月31日の間は減りました。しかし、その後は人数、割合が増えています。

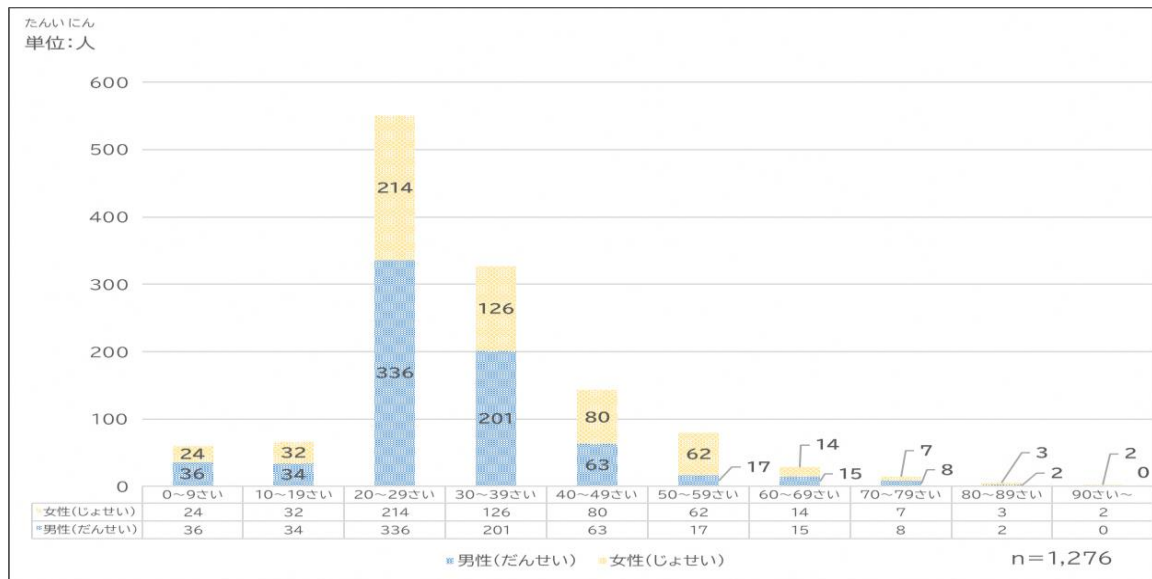
図1 外国籍の市民数・割合の推移(=時間とともに変わる様子)(丹波市住民基本台帳から)



(2) 男女別(=男性と女性でわけること)・年齢別(=年齢でわけること)の人数

男女別にみると、男性が712人、女性が564人です。年齢別では20～29歳が550人で一番多く、全体の43%です。次に30～39歳、40～49歳が多いです。

図2 2024年3月31日の時の男女別年齢別の外国籍の市民数(丹波市住民基本台帳から)



(2) 国籍別(=国籍でわけること)の人数

2024年3月31日で、35カ国、1,276人の外国籍の市民が暮らしています。国籍別で見ると、ベトナム、フィリピン、中国の順番で多いです。一番多いベトナムは569人で、全体の44.6%です。

また、ベトナム、フィリピン、中国、ミャンマー、ブラジル、インドネシア、韓国・朝鮮の人口の変化をみると、中国が減っています。ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インドネシアは増えています。

図3 2024年3月31日の時の主な国籍別の市民数(丹波市住民基本台帳から)

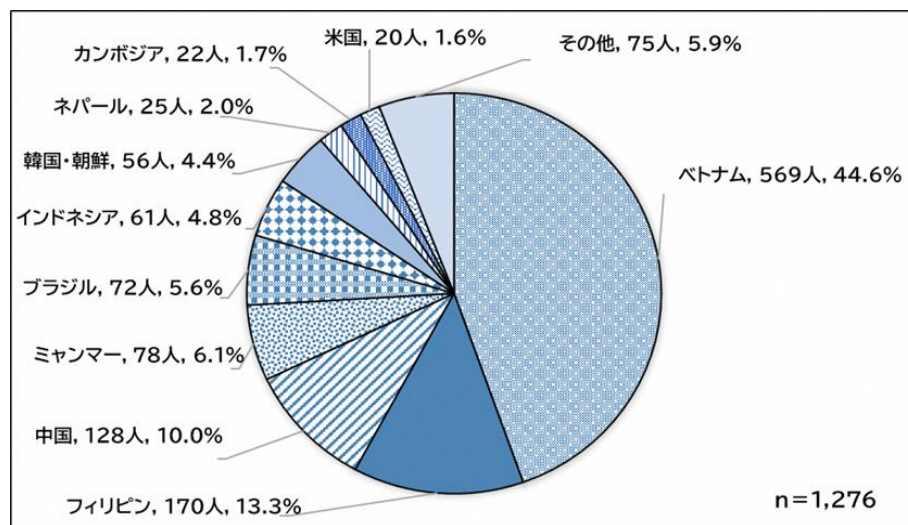
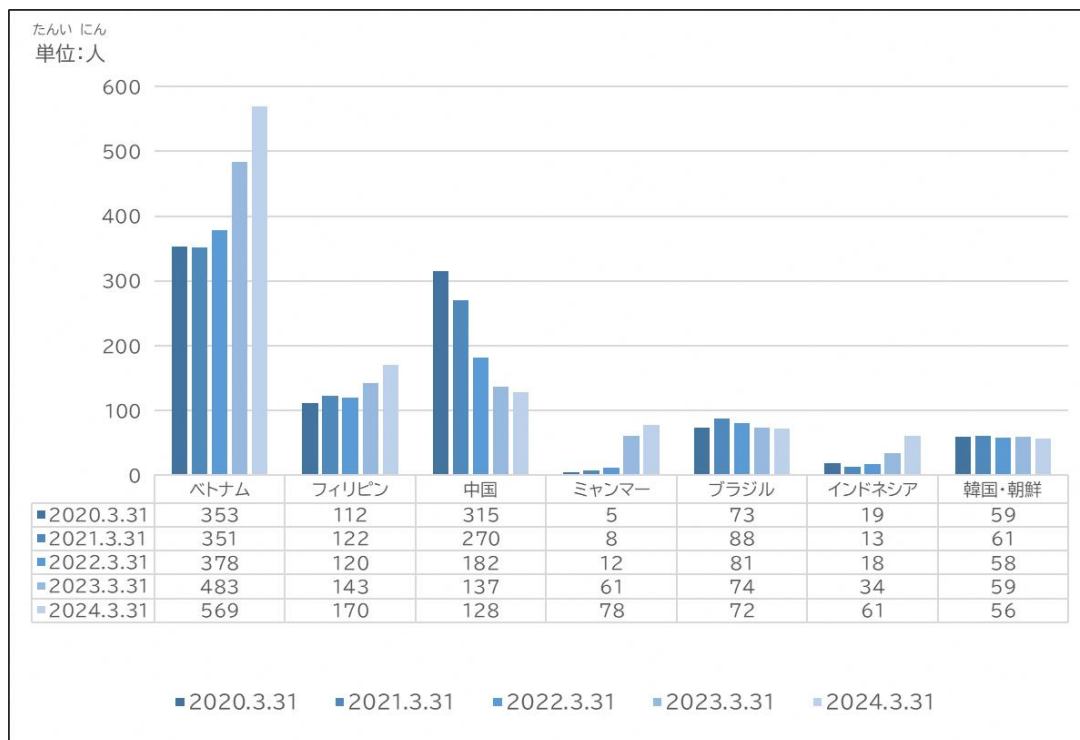


図3を 表にしたもの

ベトナム	569人	44.6%
フィリピン	170人	13.3%
中国	128人	10.0%
ミャンマー	78人	6.1%
ブラジル	72人	5.6%
インドネシア	61人	4.8%
韓国・朝鮮	56人	4.4%
ネパール	25人	2.0%
カンボジア	22人	1.7%
米国	20人	1.6%
その他	75人	5.9%

図4 外国籍の市民数上位7カ国の人口推移(丹波市住民基本台帳から)



(3) 在留資格別(=在留資格でわけること)の人数

2024年3月31日の時の 在留資格別人数では、技能実習が 374人で 全体の 約30%を

占めています。次に、技術・人文知識・国際業務、永住者、特定技能、家族滞在が多いです。

在留資格別人数の推移では、技術・人文知識・国際業務、特定技能の働くための資格が

増えています。また、永住者、家族滞在、日本人の配偶者等の資格も少しずつ増えています。

図5 2024年3月31日の時の主な在留資格別の人数(丹波市住民基本台帳から)

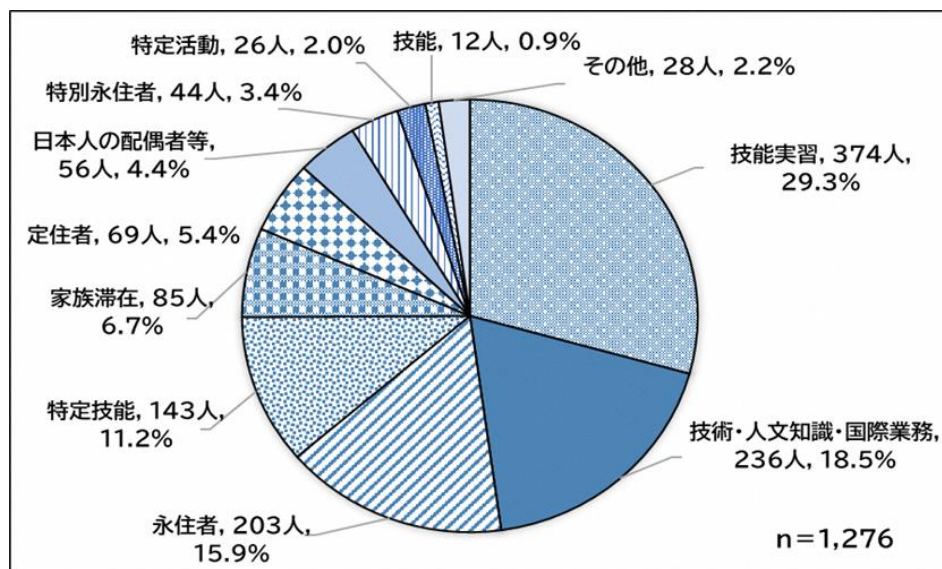
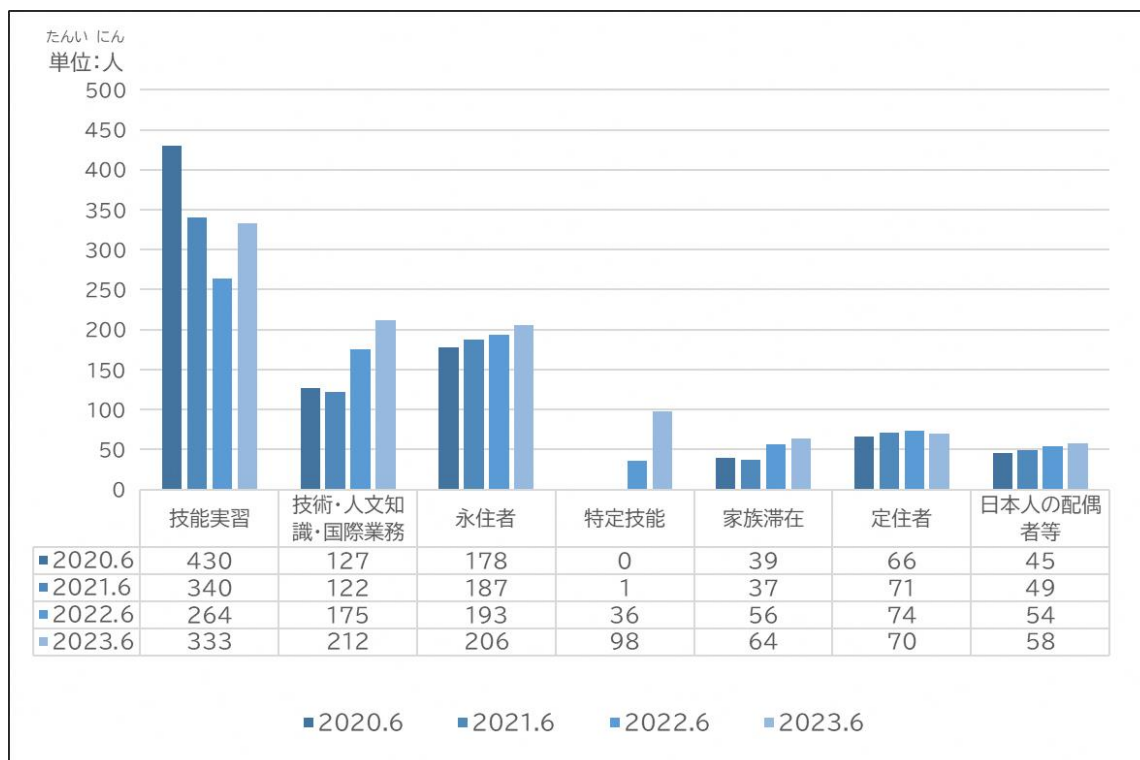


図5を表にしたもの

技能実習	374人	29.3%
技術・人文知識・国際業務	236人	18.5%
永住者	203人	15.9%
特定技能	143人	11.2%
家族滞在	85人	6.7%
定住者	69人	5.4%
日本人の配偶者等	56人	4.4%
特別永住者	44人	3.4%
特定活動	26人	2.0%
技能	12人	0.9%
その他	28人	2.2%

※統計(=数字を使って、情報を表すもの)のデータは、端数を四捨五入(=数字をある桁で切り捨てたり、切り上げること)しているため、合計が100にならないことがあります。(他のグラフや表も同じです)

図6 在留資格別人数上位7資格の推移(法務省:在留外国人統計から)



2 現状の課題(=解決しなければならない困りごとなどのこと)

多文化共生に関するアンケート調査をして、外国人市民に関する 次の課題が わかりました。

(1)外国人の人権に関すること

市民アンケートでは、30%以上が「外国人市民への差別や偏見(=悪いように思いこんだり、

決めつけたりすること)がある」と 回答しています。また、多文化共生社会を つくるための

日本人市民の 必要な 取組(=問題などを解決しようとする行動)では、「外国人市民に対する

差別意識や偏見を持たないようにする」という回答が 一番多いです。

図7 (市民アンケート調査 設問11)

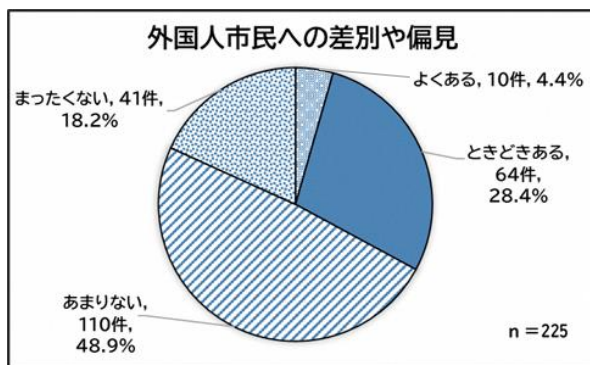


図8 (市民アンケート調査 設問12)

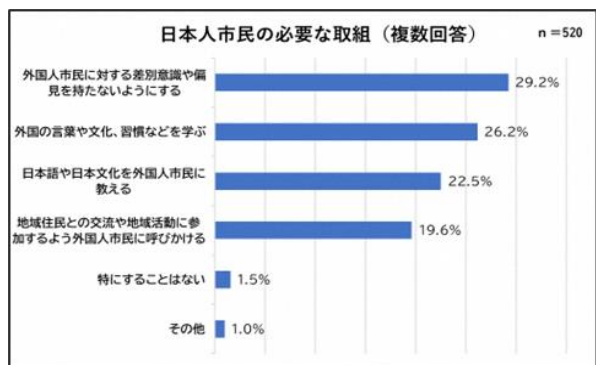


図7(外国人市民への差別や偏見)を表にしたもの

よくある	10件	4.4%
ときどきある	64件	28.4%
あまりない	110件	48.9%
まったくない	41件	18.2%

図8(日本人市民の必要な取組)を表にしたもの

外国人市民に対する差別意識や偏見をもたないようにする	29.2%
外国の言葉や文化、習慣などを学ぶ	26.2%
日本語や日本文化を外国人市民に教える	22.5%
地域住民との交流や地域活動に参加するよう外国人市民に呼びかける	19.6%
特にすることはない	1.5%
その他	1.0%

(2) 生活環境

外国人市民が生活で不安に感じていることや困りごとは、「必要な情報が受け取れない」、「日本語でのコミュニケーション」、「相談先がない」です。

また、事業所においては、外国人の働く人へ「生活上の支援(=力を貸して助けること)を行っていない」という回答が4番目に多いです。

図9 (外国人市民アンケート調査 設問18)

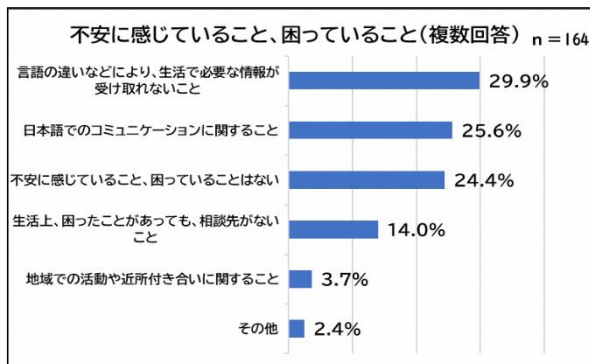


図10 (事業所アンケート調査 設問12)

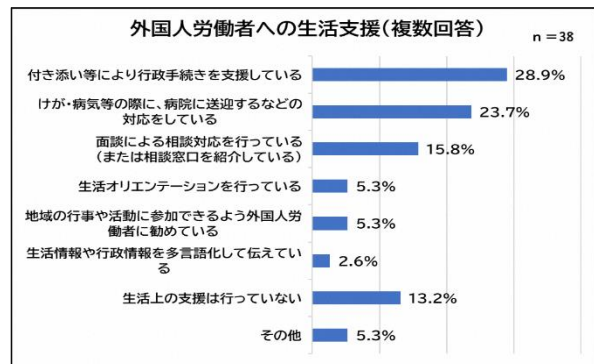


図9(不安に感じていること、困っていること)を表にしたもの

言語の違いなどにより、生活に必要な情報が受け取れないこと	29.9%
日本語でのコミュニケーションに関すること	25.6%
不安に感じていること、困っていることはない	24.4%
生活上、困ったことがあっても、相談先がないこと	14.0%
地域での活動や近所付き合いに関すること	3.7%
その他	2.4%

図10(外国人労働者への生活支援)を表にしたもの

付き添い等により行政手続きを支援している	28.9%
けが・病気等の際に、病院に送迎するなどの対応をしている	23.7%
面談による相談対応を行っている(または相談窓口を紹介している)	15.8%
生活オリエンテーションを行っている	5.3%
地域の行事や活動に参加できるよう外国人労働者に勧めている	5.3%
生活情報や行政情報を多言語化して伝えている	2.6%
生活上の支援は行っていない	13.2%
その他	5.3%

(3) 外国人市民の日本語能力(=日本語を使う力)

外国人市民の日本語能力(聞く、話す)では、「単語だけわかる」が一番多いです。また、日本語能力(読む・書く)では、「ひらがな、カタカナと簡単な漢字であれば読める(書ける)」が50%以上です。

事業所で、外国人の働く人を雇う時の一番の課題は、「日本語能力の不足」です。

図11 (外国人市民アンケート調査 設問7)

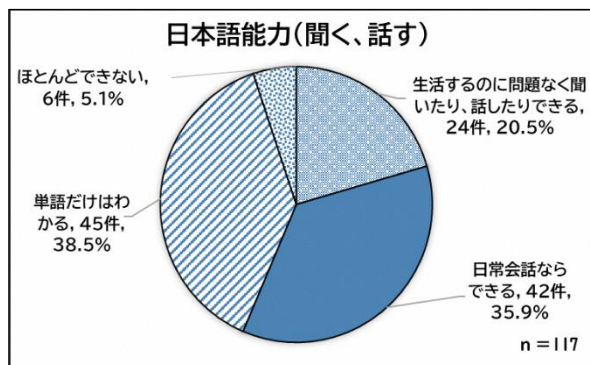


図12 (外国人市民アンケート調査 設問8)

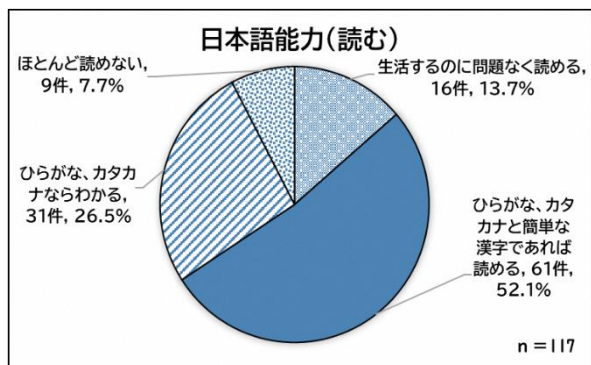


図11(日本語能力(聞く、話す))を表にしたもの

生活するのに問題なく聞いたり、話したりできる	24件	20.5%
日常会話ならできる	42件	35.9%
単語だけはわかる	45件	38.5%
ほとんどできない	6件	5.1%

図12(日本語能力(読む))を表にしたもの

生活するのに問題なく読める	16件	13.7%
ひらがな、カタカナと簡単な漢字であれば読める	61件	52.1%
ひらがな、カタカナならわかる	31件	26.5%
ほとんど読めない	9件	7.7%

図13 (外国人市民アンケート調査 設問9)

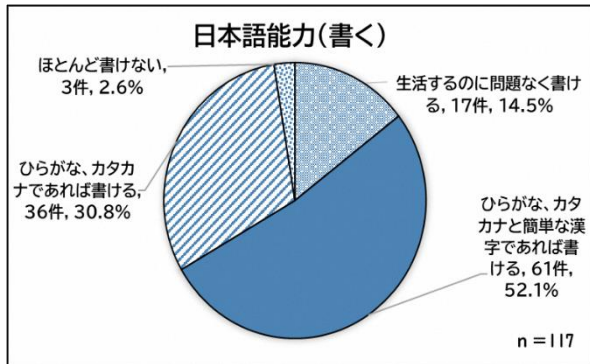


図14 (事業所アンケート調査 設問14)

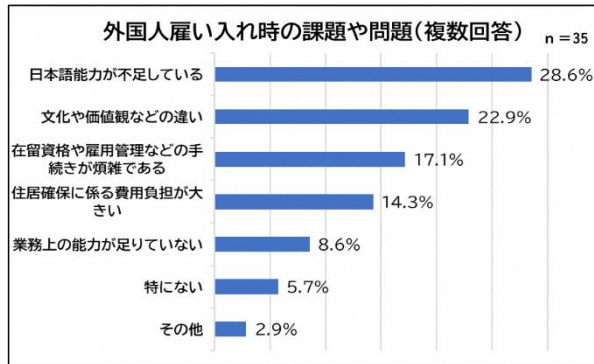


図13(日本語能力(書く))を表にしたもの

生活するのに問題なく書ける	17件	14.5%
ひらがな、カタカナと簡単な漢字であれば書ける	61件	52.1%
ひらがな、カタカナであれば書ける	36件	30.8%
ほとんど書けない	3件	2.6%

図14(外国人雇入れ時の課題や問題)を表にしたもの

日本語能力が不足している	28.6%
文化や価値観などの違い	22.9%
在留資格や雇用管理などの手続きが煩雑である	17.1%
住居確保に係る費用負担が大きい	14.3%
業務上の能力が足りていない	8.6%
特にない	5.7%
その他	2.9%

(4)外国人市民と地域との関わり

市民アンケートでは、70%以上が「外国人市民との間に壁がある」と回答しています。

一番大きな壁は「言葉の違い」で、次に「文化・生活習慣の違い」です。

「地域の人と交流したい」と回答した外国人市民は80%を超えています。しかし、

「外国人市民と地域活動ができていない」と回答した自治会は80%以上です。

図15 (市民アンケート調査 設問6)

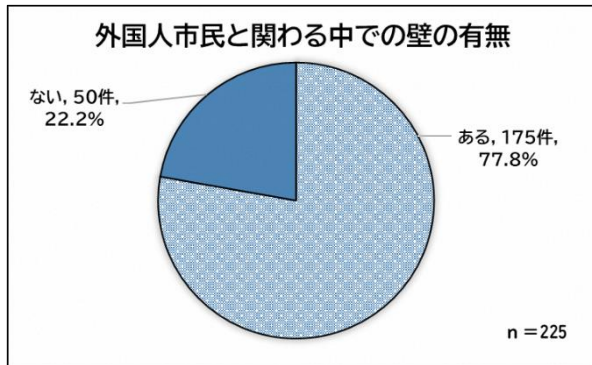


図16 (市民アンケート調査 設問7)

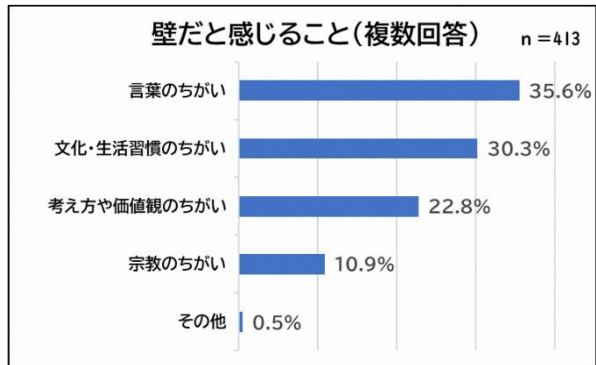


図15(外国人市民と関わる中での壁の有無)を表にしたもの

ある	175件	77.8%
ない	50件	22.2%

図16(壁だと感じること)を表にしたもの

言葉のちがい	35.6%
文化・生活習慣のちがい	30.3%
考え方や価値観のちがい	22.8%
宗教のちがい	10.9%
その他	0.5%

図17 (外国人市民アンケート調査 設問16)

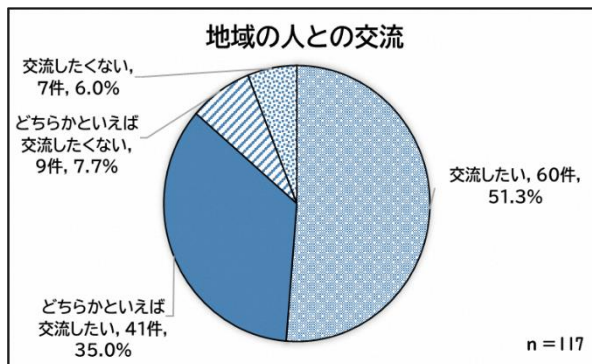


図18 (自治会アンケート調査 設問1)

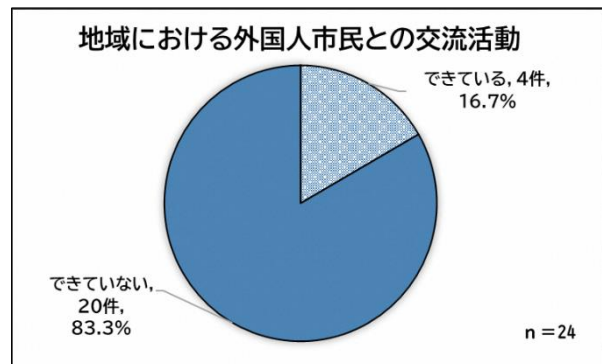


図17(地域の人との交流)を表にしたもの

交流したい	60件	51.3%
どちらかといえば交流したい	41件	35.0%
どちらかといえば交流したくない	9件	7.7%
交流したくない	7件	6.0%

図18(地域における外国人市民との交流)を表にしたもの

できている	4件	16.7%
できていない	20件	83.3%

第3章 多文化共生推進の基本的な考え方

アンケート調査などの結果や 丹波市多文化共生推進懇話会で 聞いた 意見をもとに 次の

基本理念(めざす姿)を 決めます。

1 基本理念(めざす姿)

外国人市民が 安心して 日常生活を 営み、

地域の 一員として 支え合う、誰もが 暮らしやすいまち 丹波市

色んな 場面における めざす姿

・地域

外国人市民と 日本人市民が 交流し、お互いに 理解を 深め、支え合いながら

暮らしています。また、外国人市民が 地域社会の 一員として 活躍しています。

・学校

すべての こどもが 互いの 違いを 認め合い、多文化共生意識を 深めていま

す。また、外国に つながりのある こどもたち※8が 自分らしく、安心して 学校

生活を 送っています。

・職場

言語や 文化などの 違いに 配慮した(=気持ちや状況を 考えて行動すること)

職場づくりが 進み、外国人市民が 能力を 十分に 発揮し 活躍しています。

こうきょうし せつ き かい
・公共施設・機会

がいこくじん し み ん こと ば か べ こうきょう ぎょうせいじょうほう う
外国人市民が、言葉の壁なく、公共サービスや 行政情報を 受けています。ま

し み ん む た ぶん かきょうせい い し き こくさいり かい いろいろ く に り かい
た、市民向けの 多文化共生意識や 国際理解(=色々な国のことを理解すること)

き かい た よ う
を深める機会が 多様にあります。

2 ^{とりくみほうしん}取組方針(=これからやることの^{かんが} ^{かた}考え方)

めざす^{すがた}姿^{つぎ}にしていくために、次の^{とりくみほうしん}取組方針を^き決めて、多文化共生施策^{たぶんかきょうせいしやく}を^{すいしん}推進します。

^{じんけん}・^{そんちよう}人権の尊重

^{すべ}全ての^{しみんひとり}市民一人ひとりの^{じんけん}人権が^{まも}守られて、幸^{しあわ}せに^く暮らせる社会^{しゃかい}をつくるために、
多文化共生^{たぶんかきょうせい}が^{じゅうよう}重要であるという^{かんが} ^{かた}考え方を^{ひろ}広めます。また、お互い^{たが}を^{たいせつ}大切にする^{きも}気持ちを
そだ^{へんけん}育て、偏見^{さべつ}や差別をなくすための^{けいはつ}啓発(=知識^{ちしき}を^{ひろ}広めて^き気づかせること)・^{きょういく}教育を^{おこな}行います。

^{せいかつしえん}・生活支援

^{がいこくじんしみん}外国人市民が^{あんぜん}安全に、^{あんしん}安心して^く暮らせるよう、生活^{せいかつ}に^{ひつよう}必要な^{じょうほう}情報を^{たげんご}多言語(=色々な^{いろい} ^{くに}国
や^{ちいき}地域の^{ことば}言葉)に^{ほんやく}翻訳したり、やさしい^{にほんご}日本語※9を^{つか}使って、^{じょうほう}情報を^{つた}伝えます。また、^{がいこくじん}外国人
^{しみん}市民が^{たげんご}多言語で^{そうだん}相談が^{げんご}できるようにします。そして、^{ぶんか}言語や^{しゅうかん}文化、^{ちが}習慣などの^{ちが}違いを^{りかい}理解
して、^{がいこくじんしみん}外国人市民に^あ合った^{とりくみ}取組を^{すいしん}推進し、^{せいかつかんきよう}生活環境を^よより良くします。

^{しえん}・コミュニケーション支援

^{しやくしょ}市役所の^{まどぐち}窓口などで、^{たげんご}多言語で^{つうやく}通訳をしたり、やさしい^{にほんご}日本語による^{たいおう}対応(=状況^{じょうきよう}にあ
せて^{こうどう}行動すること)などの^{しえん}コミュニケーション支援を^{おこな}行います。また、^{にほんご}日本語の^{がくしゅう}学習が^{ひつよう}必要
な^{がいこくじんしみん}外国人市民が^{がくしゅう}学習できるようにするため、^{ちいき}地域の^{にほんごきょういく}日本語教育※10を^{すいしん}推進します。

^{ちいき}・^{たぶんかきょうせい}地域における多文化共生の^{すいしん}推進

いろいろな^{ぶんか}文化や^{たようせい}多様性を^{みと}認め^あ合いながら、同じ^{おな}地域の^{ちいき}一員^{いちいん}として^{たが}お互いを^{たいせつ}大切に^しし、み

んなが ^{あんしん}安心して ^く暮らすことが ^{たぶん}できるよう、^{かきょうせい}多文化共生意識の ^{けいはつ}啓発を ^{おこな}行います。また、

^{がいこくじんし}外国人市民が ^{せいかつしゃ}「生活者」として、^{じぶん}自分から ^{しゃかい}社会へ ^{さんかく}参画できるようにするため、^{にほんじんし}日本人市民と

^{がいこくじんし}外国人市民が ^{こうりゅう}交流する場を ^ばつくります。そして、^{がいこくじんし}外国人市民と ^{いっしょ}一緒に ^{おこな}行う ^{ちいき}地域の ^{かつどう}活動を

^{すいしん}推進します。

3 施策の体系

【基本理念(めざす姿)】

外国人市民が安心して日常生活を営み、
地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまち 丹波市

人権の尊重

(1) 人権啓発・人権教育の充実(=もっと良くすること)

生活支援

- (1) 生活に関する相談体制の充実
- (2) やさしい日本語や多言語による情報発信
- (3) 働きやすい労働環境(=働く会社などでの環境)づくり
- (4) 住宅確保(=住むところをしっかりと用意すること)のための支援
- (5) ニーズ(=必要なこと)に応じた教育の推進
- (6) 福祉(=幸せに暮らせるようにする)、医療、子育てにおける支援
- (7) 緊急時(=急で大変なことが起こること)・災害時と災害に備えるための支援

コミュニケーション支援

- (1) 通訳などによるコミュニケーション支援
- (2) やさしい日本語の普及(=広めること)と活用促進(=使うように勧めること)
- (3) 日本語学習機会の充実

地域における多文化共生の推進

- (1) 多文化共生意識・国際理解を深めるための取組
- (2) 地域との交流の場づくり
- (3) 地域社会やまちづくりへの参画促進(=参画するように勧めること)

第4章 多文化共生社会の実現に向けた施策

1 人権の尊重



(1) 人権啓発・人権教育の充実

現状と課題

外国人への 偏見や 差別があります。また、インターネット上では、外国人であることを 理由に、地域社会から 排除(=なくすこと)しようと差別する 書き込み(ヘイトスピーチ)があります。そのため、偏見や 差別を なくす取組が 必要です。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人への 偏見・差別を なくすために、人権講演会や セミナーを 開いたり、パネルを 展示します。また、ホームページや FM ラジオなどを 使って、啓発します。	市
2	市民一人ひとりに 人権を 大切にする心が 正しく身に付き、誰もが 自分らしくいられる社会にするために、地域、学校、職場などで 人権教育を 推進します。	市
3	インターネット上で、差別の書き込みを 探します。見つけた時には、サイトの 運営管理者などに 削除を おねがいします。(これを「インターネットモニタリング事業」と言います)	市

(1) せいかつ かん そうだんたいせい じゅうじつ 生活に関する相談体制の充実

げんじょう かだい 現状と課題

せいかつじょう こま だれにも そうだん がいいくじんしみん がいこくじんしみん
生活上の 困りごとを 誰にも 相談できない 外国人市民がいます。そのため、外国人市民が
そうだん かんきょう ひつよう
相談しやすい 環境を つくる必要があります。

こんご とりくみ 今後の取組

No.	とりくみないよう 取組内容	すいしんしゅたい 推進主体
1	がいこくじんしみん にちじょうせいかつ いろいろ こま かんけい 外国人市民の 日常生活の 色々な 困りごとに、関係 きかん れんらく とりあつて そうだんたいおう 機関と 連絡を とり合つて 相談対応します。また、 そうだん 相談しやすいように ワンストップ型の相談窓口(= いちど いろいろ ことが相談できる窓口のこと)を つくる ことを けんとう(= よい かわる かんが すす すること)します。	し たん ばし こくさいこうりゅうきょうかい 市・丹波市国際交流協会
2	がいこくじんしみん むずか こと こと こと こと 外国人市民の 難しい 困りごとなどにも 相談対応 できるように けんしゅう などをして、相談対応する人の ス キルアップ(= のうりよく あ げること)を はか ります(= しよ うと けいかく すること)。	し たん ばし こくさいこうりゅうきょうかい 市・丹波市国際交流協会

(2) やさしい にほんご たげんご じょうほうはつしん 日本語や多言語による情報発信

げんじょう かだい 現状と課題

げんご ぶんか ちが にほん しゃかいほしょうせいど あんしん せいかつ
言語や 文化の 違いで、日本の 社会保障制度(= みんなが安心して生活できるようにする

ための決まりごと)や 生活する時の 決まりごとなどが 分からず、生活に 必要な 情報を も
 らうことが できていない 外国人市民がいます。そのため、外国人市民が 安心して 暮らすこと
 ができるように 生活情報を もらいやすい 環境を つくる必要が あります。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人市民が、ごみの出し方や 医療保険(=病気やけがをしたときに病院でかかるお金を助けてもらえる決まりごと)や 年金制度(=年をとって働けなくなったときにお金をもらって生活できるようにする決まりごと)、丹波市で 起こりやすい 災害(=地震や台風などで危ないことが起こること)など、生活に 必要な 知識や情報を 覚えることが できるように、やさしい日本語の 生活ガイドブック(=生活に必要な情報をまとめて書いたもの)をつくり、配ります。	市
2	市役所が 送る 情報を やさしい日本語にしたり、多言語にしたりすることなどの 決まりごとを 書いたガイドライン(=どのようにしていくのかを書いたもの)を作り、外国人市民に 伝わりやすい 情報を 送ります。	市
3	外国人市民が 働く 事業所に 定期的に 多文化共生情報を 送るなどします。	市

(3) 働きやすい労働環境づくり

現状と課題

働くための 資格を 持つ 外国人市民が 増えています。日本語能力や 文化の違いから 課題があります。そのため、事業所が しっかりと 外国人の 働く人の 管理を 行い、誰もが 働きやすい 環境を つくるのが 必要です。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	市内の 事業所で、働きやすい 環境づくりが 進められるよう 外国人の 人権や 多文化共生を 理解してもらうように 努めます。	市
2	市内の 事業所が 外国人の 働く人を 受け入れる 環境を つくるのが できるようにするため、市内の 事業所を 支援する方法を 調査・研究(=しっかりと 調べて 考えること)します。	市
3	自動翻訳機※11などを 使って、多言語で 外国人市民の 仕事の 相談に 対応します。	市・ハローワーク

(4) 住宅確保のための支援

現状と課題

外国人であることを 理由に 住宅入居(=家などに住み始めること)に関する 差別や 偏見があります。また、日本語の 理解が 十分でなく、情報を もらえない 外国人市民がいます。そ

のため、住宅確保が できるように 支援が 必要です。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人であることを理由とした住宅入居に関する差別や偏見をなくすために、外国人の 人権に関する啓発・教育を推進します。また、住宅入居を断らない賃貸(=お金を払って借りること)の住宅(セーフティネット住宅)を知らせることを検討します。	市
2	市が管理している住宅に住む人を集める時の情報をやさしい日本語で知らせます。また、多言語三者通訳システム※12を使って、入居などに関する事で市役所に話を聞きにきた外国人市民に情報を伝えます。	市

(5)ニーズに応じた教育の推進

現状と課題

外国につながるのあるこどもたちは 増えていて、使う言語の種類も 増えています。

誰もが安心して 学べる 環境をつくるために、外国につながるのあるこどもたちの 自己

実現(=自分らしく生きること)のための 支援が 大切です。一人ひとりの ニーズに応じた

母語※13による支援や 日本語指導(=日本語を教えること)の 充実を図り、すべてのこどもが

互いを 大切にし合い、多文化共生意識を 育てる 取組が 必要です。

こんご とりくみ
今後の取組

No.	とりくみないよう 取組内容	すいしんしゅたい 推進主体
1	にほんごしどう ひつよう じどう せいと こころ あんてい はか 日本語指導が 必要な 児童・生徒の 心の 安定を 図 り、その児童・生徒が 基本的な 日本語能力を 身につ け、充実した 学校生活を 送るようにすることが 大切 です。そのために 外国人児童生徒語学指導者※14を 派遣(=ある 場所に人を送ること)します。また、 たげんごさんしゃつうやく じどうほんやくき つうやく 多言語三者通訳システムや 自動翻訳機で 通訳の しえん 支援をします。	し がっこう 市・学校
2	すべてのこどもが ちがいを みとめ、たがいを たいせつ あ うことが 必要です。そのために、違う価値観(=その人の かんが かんが だいい ぶんか りかい 考え方や大事にするものなど)や 文化などを 理解す る 学習を 通して、共に 生きようとする 態度などを そだ じんけんきょういく すいしん 育てる 人権教育を 推進します。	し がっこう 市・学校
3	がいこくじんじどうせいとごがくしどうしゃ たげんごさんしゃつうやく 外国人児童生徒語学指導者や 多言語三者通訳システ ムなどを 使って、家庭訪問(=学校の先生がこどもの いえ い おや はなし がっこう こんだんかい 家に行って親などと話 をすること)や 学校の 懇談会 (=学校の先生と親などがこどもの成長や学校生活な どについて 話をすること)の時に 通訳・翻訳の支援を します。また、こどもの おや しょうい 親などへの 書類を やさしい にほんご 日本語にすることなどを 進めます。	し がっこう 市・学校

(6) 福祉、医療、子育てにおける支援

現状と課題

外国人市民の定住化が進んでいます。そのため、妊娠(=お腹の中に子どもができること)・出産(=子どもを生むこと)や子育てなど、色々なライフステージ(=人が生まれてから死ぬまでに経験する色々な出来事を分けたもの)を経験するので、医療や福祉サービスなどを受けることが増えています。そのため、言語や文化などの違いに配慮した取組が必要です。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	福祉に関する相談窓口や生活を支援するための制度などの情報をやさしい日本語や多言語で知らせます。また、多言語三者通訳システムや自動翻訳機を使って、外国人市民の相談に対応します。	市
2	市内の医療機関や休日に開いている病院をやさしい日本語や多言語で知らせることをすすめます。	市
3	外国人市民が安心して安全に予防接種(=病気にならないようにするための注射)を受けることができるように多言語の予防接種のしおりと予診票(=体の健康のことを書く紙)を使います。	市

4	外国人市民が 安心して 医療機関に 行けることが 大切で、そのため、地域の 状況に 合わせた 医療 通訳の 体制を つくるために 調査・研究を 行いま す。	市
5	母子保健サービス(=お母さんとこどもの健康を守る ためのサービス)に つなげるため、多言語の 母子健康 手帳(=お母さんとこどもの健康について書くもの)を 渡します。また、多言語の 乳幼児健診問診票(=赤ち ゃんと小さいこどもの健康を調べるための紙)なども 使います。	市
6	多言語の 子育てガイドブック(=子育てをする人の役 に立つ情報などが書いてあるもの)や 子育て支援サ イトにより、こどもを持つ家庭へ 子育て支援の 情報 を 知らせます。	市
7	外国人市民と 日本人市民の 親子が 交流できる 場所や、子育てや 暮らしの 情報を もらえる場所と して、子育て学習センターや 児童館を 使って 行う 活動について 検討します。	市

(7)緊急時・災害時と災害に備えるための支援

現状と課題

多くの 外国人市民は、日本と 母国(=自分が生まれて育った国)の 生活環境が 違うため、

災害に関する ストック情報※15を 持っていません。そして、言語が 違うため、フロー情報※16

をもらうことが 難しいです。また、緊急時の アクシデント(急 な病気や事故、火事)に 対応できるように 環境を つくるのが 必要です。

今後の取組

No.	とくみないう 取組内容	すいしんしゅたい 推進主体
1	がいこくじんし みん ぼうさい さいがい そな かん 外国人市民に 防災(=災害に備えること)に関する こうざ くんれん などへの さんか すす ぼうさいいしき 講座や 訓練などへの 参加を 勧めて、防災意識を たか 高めます。また、じじょ (= じぶん じぶん まち 自助(=自分で自分を守ること)、 きょうじょ (= まわ ひと たす あ 共助(=周りの人と助け合うこと)の すすん はか 推進を 図ります。	し たん ばし こくさいこうりゅうきょうかい 市・丹波市国際交流協会
2	がいこくじんし みん さいがい お とき ひつよう じょうほう 外国人市民が、災害が 起こった時に 必要な 情報 や ぼうさい じょうほう を もらえるように、「ひょうごぼうさい ネット」※17の とうろく すす 登録を 勧めます。また、ホームページなど で、やさしい にほんご たげんご つか じょうほう つた やさしい日本語や 多言語を 使った 情報の 伝 え方が じゅうじつ すす 充実するように 進めます。	し 市
3	ひなんじょ さいがい お とき に ばしよ 避難所(=災害が起きた時に逃げる場所)などで、 がいこくじんし みん と しっかりと コミュニケーションが と れるように たげんごさんしゃつうやく ゆびさ 多言語三者通訳システムや「指差しボ ード」※18を つか 使います。	し 市

4	119番通報(=^{ばんつうほう}火事^かや^じ急^{きゅう}な^{びょうき}病気^{びょうき}などで^{たす}助けてほしい ^{とき}時^{とき}にかける^{でんわ}電話^{でんわ}のこと)の時^{とき}や^{きゅうきゅうげんば}救急現場^{きゅうきゅうげんば}(=^{けが}けがや ^{びょうき}病気^{はやく}で^{たす}早く^{ひつよう}助ける^{とき}必要がある^{とき}時のこと)で、^{たげんご}多言語^{たげんご} ^{でんわつうやく}電話通訳システム^{※19}や^{じどうほんやくき}自動翻訳機^{つか}を^{つか}使って、 ^{にほんご}日本語^{にほんご}での^{コミュニケーション}コミュニケーションが^{できない}できない^{がいこくじん}外国人^{がいこくじん} ^{しみん}市民^{しえん}を^{しえん}支援^{しえん}します。	市
---	--	---

3 コミュニケーション支援



(1) 通訳などによるコミュニケーション支援

現状と課題

言語の 違いから 日本語を 理解できず、日本語での コミュニケーションなどに 困っている

外国人市民がいます。そのため、コミュニケーションの 支援が 必要です。

今後の取組

No.	とりにくくないよう 取組内容	すいしんしゅたい 推進主体
1	市役所の 全ての 窓口などで 多言語三者通訳システムを 使い、外国人市民が 市役所で 行う 手続きなどを 支援します。	市
2	乳幼児健康診査(= 赤ちゃん和小さいこどもの健康を調べるための検査)や 学校での 色々な 教育活動などで 対応が 必要な時は、通訳者の 派遣や 自動翻訳機を 使って 支援します。	市
3	市役所の 窓口などの 手続きで 必要な 書類の 翻訳を行います。	市

(2) やさしい日本語の普及と活用促進

現状と課題

丹波市に住む 外国人市民は 増えており、国籍の種類も 増えているため、多言語での 対応

に げんかい があります。一方で、やさしい にほんご での じょうほう 情報を もらいたい がいこくじんしみん 外国人市民は おお 多いです。

やさしい にほんご の ぷきゅう 普及と かつようそくしん 活用促進の とりくみ 取組が ひつよう 必要です。

こんご 今後の取組

No.	とりくみないよう 取組内容	すいしんしゅたい 推進主体
1	チラシや ホームページなどで やさしい にほんご 日本語を ひろめ ます。また、市民向けの やさしい にほんご 日本語の こうざ 講座などを ひら 開き、やさしい にほんご 日本語の ぷきゅう 普及と かつようそくしん 活用促進を はか す。	し たんばしこくさいこうりゅうきょうかい 市・丹波市国際交流協会
2	しやくしょ 市役所の まどぐち 窓口などにおいて がいこくじんしみん 外国人市民に はいりよ コミュニケーションを おこな 行うため、ししよくいん 市職員に やさしい にほんごけんしゅう 日本語研修を おこな 行います。	し 市

(3) にほんごがくしゅうきかい じゅうじつ 日本語学習機会の充実

げんじょう かだい 現状と課題

にほんごがくしゅう ひつよう 日本語学習を 必要としている がいこくじんしみん 外国人市民は おお 多いため、いろいろ ほうほう 方法で がくしゅう 学習する きかい
機会を つくる とりくみ 取組が ひつよう 必要です。また、にほんごきょうしつ 日本語教室における にほんごがくしゅうしえんしゃ
日本語学習支援者(= がいこくじんしみん 外国人市民の にほんごがくしゅう しえん ひと 一人
が た 足りていないため、にほんごがくしゅうしえんしゃ 日本語学習支援者を かくほ 確保する とりくみ 取組も ひつよう
必要
です。

今後の取り組み

No.	取り組み内容	推進主体
1	日本語教室を開き、外国人市民の日本語学習を支援します。また、新しく日本語教室をつくるなどの拡充(=取組を広げること)に向け、調査・研究を行います。	市・丹波市国際交流協会
2	日本語学習支援者を養成するための講座を開くなどし、日本語学習支援者の確保を図ります。また、日本語学習支援者のスキルアップのために講座を開きます。	市・丹波市国際交流協会
3	ホームページなどで、自分で学習ができる日本語学習の教材(=勉強するときに使う教科書などのこと)を外国人市民に知らせます。	市・丹波市国際交流協会

4 地域における多文化共生の推進



(1) 多文化共生意識・国際理解を深めるための取組

現状と課題

言語や文化、習慣などの違いから外国人市民との間に壁を感じている市民がいるため、多文化共生意識や国際理解を深める取組が必要です。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	広報紙やホームページなどで多文化共生に関する情報を伝えます。また、講演会や講座などを開き、市民の多文化共生意識を深めます。	市・丹波市国際交流協会
2	海外の姉妹都市との様々な交流を促進して、市民の国際理解を深めます。	市・丹波市国際交流協会

(2) 地域との交流の場づくり

現状と課題

多くの外国人市民、日本人市民がお互いに交流や関わりを持ちたいと考えています。しかし、交流する機会が少ないので、地域の活動に参加できていない外国人市民が多いです。そのため、交流を進める取組が必要です。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人市民、日本人市民が お互いの文化や 言語を 紹介する イベントなどを 開催し、交流を 進めます。	市・丹波市国際交流協会
2	外国人市民や 地域、市内事業所などが 参加し、情報を 一緒に 分かち合ったり、交流活動などを 推進する ための つながりづくりに 取り組みます。	市・丹波市国際交流協会

(3) 地域社会やまちづくりへの参画促進

現状と課題

多文化共生の まちづくりを 推進するには、外国人市民の 参画が 必要です。そのため、外国人市民が 地域社会や まちづくりへ 参画しやすくなるような 取組を 進める 必要があります。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	市の施策に 外国人市民のニーズや 視点(=ものの 見方や 考え方)を 入れるため、やさしい日本語を 使った アンケート調査をすることなどについて 検討します。	市

2	がいこくじんしみん と にほんじんしみん・ちいき ひと 外国人市民と 日本人市民・地域の人たちを つなぐよ うな たぶん かきょうせい にかか ひと み そだ うな 多文化共生に 関わる人を 見つけ、育てていき ます。	し たん ば し こくさいこうりゅうきょうかい 市・丹波市国際交流協会
3	ちいき における たぶん かきょうせい すいしん む がいこくじんしみん 地域における 多文化共生の 推進に向け、外国人市民 が じち いかつどう (ちいき ひと あつ おこな かつどう) が自治会活動(=地域の人たちが集まって行う活動) などに さんか さんかく こうりゅう している よい じれい などに 参加・参画し、交流している 良い事例の じょうほう つた える など します。 情報を 伝えるなどします。	し 市

第5章 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

1 推進体制

市役所の関係する課が連絡や調整する場をつくれます。また、多文化共生の考え方について同じように理解し、外国人市民の現状や課題について話し合います。そして、多文化共生施策が進んでいるかどうかや施策の検討を行い、多文化共生のまちづくりを推進します。

2 市民、関係する機関、団体などとの連携(=連絡を取り合って行うこと)と協働(=協力しながら活動すること)

多文化共生のまちづくりの推進には、行政だけでなく、関係する人たちが、多文化共生の考え方に基づいて、自分から動くことが重要です。

市は施策を進めるために、市民、関係する機関、団体など色々な人たちとの連携と協働に努めます。

しりょう
【資料】

しりょう ざいりゅうしかく いちらん
資料1 在留資格一覧

参考 在留資格一覧表

- 在留資格ごとに在留期間が定められています（令和4年5月25日現在）
- 在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

■ 就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教授	日本の大学もしくはこれに準ずる機関または高等専門学校において研究、研究の指導または教育をする活動	5年、3年、1年または3月	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導または教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学または人文科学の分野に属する知識または技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行いまたは管理に従事する活動など	5年（1号）または無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行いまたは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないとされている事業の経営または管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、6月、4月または3月	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律または会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	医師、歯科医師、看護師
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校または各種学校若しくは設備および編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年または3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは、法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年または3月	外国の事業所からの転勤者
介護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護または介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動またはその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月または15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）に属する相当程度の知識もしくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）または熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年、1年または6月（2号）、法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）（1号）	特定産業分野（左記12分野（2号は介護以外の11分野））の各業務従事者

■ 身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本国民の配偶者等	日本人の配偶者もしくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子または日本人の子として出生した者	5年、3年、1年または6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者または永住者等の子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年または6月	永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	第三国定住難民、日系3世、中国残留孤児

■ その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技能実習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護およびその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲（1号）、2年を超えない範囲（2号および3号））
特定活動 EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P. 3※2を参照してください）。	5年、3年、1年、6月、3月または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

■ 就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

上記の表は、「外国人雇用のルールに関するパンフレット」（厚生労働省）から抜き出しています。

最新の在留資格一覧表については、次の二次元コード（出入国在留管理庁HP）から

確認してください。



資料2 用語解説

本基本方針で使っている用語の解説は次のとおりです。

No.	語句	解説
1	グローバル化	お金や労働力が国をこえて動くことが多くなり、貿易を通じて商品やサービスがやりとりされ、海外への投資(=お金を使って、新しいことを始めたり、会社を大きくしたりすること)が増えることで、世界の経済がもっとつながっていくこと。
2	在留外国人	「出入国管理及び難民認定法」上の在留資格をもって日本に3か月以上住む外国人。
3	在留資格	外国人が日本でできる活動などをいくつかのタイプに分けたもの。外国の人が日本に入るときに、法務省(出入国在留管理庁)からもらう資格。
4	育成就労	技術を教えることで国際的な助けをめざす技能実習制度を大きく変えて、人が足りない仕事で働く人を育てて、確保するための在留資格。
5	多様性	ある集団の中に色々な年齢、性別、国籍などを持つ人がともにいること。
6	包摂性	社会的な立場に関係なく、社会や組織が色々な人たちを受け入れること。
7	持続可能な開発目標(SDGs)	「Sustainable Development Goals」のこと。「誰一人取り残さない」持続可能(=ずっと続けられること)で、多様性と包摂性のある社会をつくるため、2015年の国連サミットで選ばれた目標。17のゴール、169のターゲットが決められている。 
8	外国につながるのこどもたち	国籍に関係なく、色々な文化や言語の背景をもつこどもたちのこと。親が外国の国籍であるが、そのこどもが日本の国籍

		をもっている場合や、自分が 外国の 国籍でも、その国よりも日本で長く住んでいる こどもなども 含まれる。
9	やさしい日本語	難しい言葉を 分かりやすくするなど、相手に 配慮した 日本語のこと。外国人だけでなく、高齢者や こども、障がいのある人など、多くの人に わかりやすく 伝えようとする方法。
10	日本語教育	外国人などが 日本語を 習得(=習い覚えること)するために 行われる 教育や その他の活動(外国人などに対して 行われる 日本語の普及を図るための活動を含む)。
11	自動翻訳機	電子機器(=電気を使う機械)を 使って、文字や 音声を 他の言語に 自動で 翻訳する道具や ソフトウェアのこと。
12	多言語三者通訳システム	通訳オペレーターが タブレットの 画面を通して 通訳するもの。話したい言語を 選べと、すぐに オペレーターに つながり、リアルタイムで 通訳をしてもらえる システム。
13	母語	その人が こどもの頃から 使っていて、一番上手に 感情を 伝えることのできる 言語のこと。
14	外国人児童生徒語学指導者	日本語指導が 必要な 外国につながるのある 児童・生徒が、コミュニケーションを とりやすくし、学校生活に 早く慣れるように 教える人。
15	ストック情報	災害が 起きる前から 集めておく 情報。
16	フロー情報	災害が 起きた時や 起きた後に もらう 色々な 警報や 避難などの 情報。
17	ひょうご防災ネット	兵庫県や 兵庫県内の市町からの 避難の 情報や 地震・津波・警報などの 色々な 情報を 多言語でも 伝えるもの。
18	指差しボード	災害の時に 使う言葉を 多言語に 翻訳した ボード。
19	多言語電話通訳システム	119番通報を 通訳コールセンターに つないで、通報した人、消防署の人、オペレーターの三人が 同時に 話すことができ、通訳をしてもらえるシステム。

2024年3月27日

告示第114号

(設置)

第1条 国籍や民族などの異なる市民が、文化の多様性を認め合い、地域の一員として互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができる多文化共生の社会を推進するに当たり、市民や有識者等から広く意見を求めるため、丹波市多文化共生推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 丹波市多文化共生推進基本方針の策定に対し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 丹波市国際交流協会の代表者
- (3) 丹波市社会福祉協議会の代表者
- (4) 丹波市自治会長会の代表者
- (5) 外国人を雇用する事業所の代表者
- (6) 外国籍又は外国にルーツを持つ児童生徒を支援する者

(7) 外国籍又は外国にルーツを持つ市民

(8) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、まちづくり部人権啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

附 則(令和6年(2024年)4月16日告示第249号)

この要綱は、公布の日から施行する。

資料4 丹波市多文化共生推進懇話会委員名簿

任期:2024年5月29日～2025年3月31日

敬称略・五十音順

委員区分 (要綱第3条第2項)	所属団体等	名前
識見を有する者	福知山公立大学	◎ 渋谷 節子
丹波市国際交流協会の代表者	丹波市国際交流協会	○ 十倉 直子
丹波市社会福祉協議会の代表者	丹波市社会福祉協議会	芦田 恒男
丹波市自治会長会の代表者	丹波市自治会長会	古川 正孝
外国人を雇用する事業所の代表者	丹波ケーブル株式会社	足立 喜信
外国人を雇用する事業所の代表者	有限会社岩澤繊維	岩澤 宏一
外国籍又は外国にルーツを持つ 児童生徒を支援する者	—	石田 スエリ
外国籍又は外国にルーツを持つ市民	—	中川 フェテレウォルク
外国籍又は外国にルーツを持つ市民	—	BUI THI THU HUYEN
公募による市民	—	池田 和代
公募による市民	—	坂谷 秀則

◎会長 ○副会長

た ん ば し た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん き ほ ん ほ う し ん
丹波市多文化共生推進基本方針

た ん ば し ぶ じ ん け ん け い は つ
丹波市まちづくり部人権啓発センター

〒669-3692 た ん ば し ひ か み ち ょ う な り ま つ あ ぎ こ う が ぼ ん ち
丹波市氷上町成松字甲賀1番地

TEL:0795-82-1001(だいひょう) FAX:0795-82-4370

2025^{ねん}年1^{がつ}月^{はつこう}発行